

平成 26 年 5 月 21 日

各 位

会 社 名 築 地 魚 市 場 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 吉田 猛
(コード番号 8039 東証第二部)
問合せ先 執行役員経理部長 大竹 利夫
(T E L 03-3541-6312)

当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の非継続について

当社は、平成 19 年 2 月 6 日開催の当社取締役会において「当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）」を導入し、直近では平成 25 年 6 月 27 日開催の当社第 65 回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき継続しております（以下、継続後のプランを「現プラン」といいます）。その有効期間は、平成 26 年 6 月開催予定の第 66 回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）終結の時までとなっておりますが、当社は本日開催の当社取締役会において、現プランを継続しないことを決定しましたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

当社は、当社の企業価値および株主共同の利益を保護するという観点から、当社株式の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にするとともに、一定の場合には大規模買付行為を行おうとする者に対し相当と認められる範囲内で対抗措置を講ずることができるようにすることを目的として、買収防衛策を導入いたしました。

しかしながら、当社を取り巻く経営環境の変化、金融商品取引法の整備等による買収防衛策を取り巻く環境の変化等を参考にしながら慎重に検討を重ねた結果、買収防衛策を導入する意義は相対的に低下してきていると考えられます。

当社としては、新経営計画「CHALLENGE-2020」を着実に実行していくことこそが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上につながるものであることと考えており、現プランの有効期間の満了を迎えるにあたり、本日開催の取締役会において、本株主総会終結の時をもって現プランを継続しないことを決議いたしました。

なお、当社は、大規模買付行為を行おうとする者に対しては、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

以 上